ホ　法第四十条第一項の規定による報告の徴収、法第四十一条第一項の規定による立入検査及び法第四十二条第一項に規定する製品の提出に関する事項

ヘ　その他経済産業大臣が必要と認める事項

六　国内管理人の業務の実施方法が適切であること。

（法第六条第五号の措置の基準）

**第十六条**　法第十一条第五項の法第六条第五号の措置に関し主務省令で定める基準は、届出事業者が、その製造し、又は輸入する当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について生じた損害を賠償することによつて生ずる損失を被害者一人当たり一千万円以上かつ年間三千万円以上を限度額として塡補することを内容とする損害賠償責任保険契約の被保険者となつていることとする。

（適合性検査の方法）

**第十九条**　法第十二条第二項の主務省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　法第十二条第一項第一号に掲げるもの　特別特定製品について、第三条第一項に規定する技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法

二　法第十二条第一項第二号に掲げるもの　試験用の特別特定製品について第三条第一項に規定する技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法及び検査設備及び前条に規定するものについてその適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における次条各号に掲げる基準への適合を確認するために適切と認められる方法

（証明書の記載事項）

**第二十一条**　法第十二条第二項の証明書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～六　（略）

七　法第三条第一項の主務省令で定める技術上の基準及び法第十二条第二項の主務省令で定める基準（法第十二条第一項第二号に係るものに限る。）に適合している旨

八　（略）

（子供用特定製品の使用に関して注意を促すための文言）

**第二十一条の二**　法第十二条の二第二項の主務省令で定める子供用特定製品の使用に関して注意を促すための文言は、別表第二の二の特定製品の区分（子供用特定製品に係るものに限る。）の欄に掲げるものについて、それぞれ同表の使用に関して注意を促すための文言の欄において表示すべき文言として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある子供用特定製品については、それぞれの表示すべき文言として掲げる文言を該当する要素について組み合わせたものごとに一の使用に関して注意を促す文言とする。

2　法第十二条の二第二項の規定により表示する前項に規定する使用に関して注意を促す文言は、別表第五の特定製品の区分（子供用特定製品に係るものに限る。）の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げるものにより表示するものとする。

（法第六条第四号の措置の基準）

**第十六条**　法第十一条第三項の法第六条第四号の措置に関し主務省令で定める基準は、届出事業者が、その製造し、又は輸入する当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について生じた損害を賠償することによつて生ずる損失を被害者一人当たり一千万円以上かつ年間三千万円以上を限度額としてん補することを内容とする損害賠償責任保険契約の被保険者となつていることとする。

（適合性検査の方法）

**第十九条**　法第十二条第二項の主務省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一　法第十二条第一項第一号に掲げるもの　特別特定製品について、第三条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法

二　法第十二条第一項第二号に掲げるもの　試験用の特別特定製品について第三条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法及び検査設備及び前条で定めるものについてその適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における次条各号に掲げる基準への適合を確認するために適切と認められる方法

（証明書の記載事項）

**第二十一条**　法第十二条第二項の証明書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～六　（略）

七　法第三条の主務省令で定める技術上の基準及び法第十二条第二項の主務省令で定める基準（法第十二条第一項第二号に係るものに限る。）に適合している旨

八　（略）

（新設）